

平成 2 2 年 1 0 月 4 日

事業者各位

全国海運組合連合会

徳山下松港 N-7 埋立工事に伴う安全航行励行のお願い

現在、特定重要港湾「徳山下松港 N-7 埋立工事」が平成 2 3 年 3 月 3 1 日終了を
目途に行われていますが、入出港の際、小型貨物船と思われる工事区域表示灯浮標
損壊事例が報告されております。

つきましては、安全航行励行にご協力いただきますようお願いいたします。

以 上

港長公示 第 1 号

港則法第37条第1項の規定により、次のとおり船舶の航泊を禁止することとしたので、同条第2項の規定により、公示する。

平成21年3月16日

徳山下松港長



徳山下松港（第3区）西ノ島西方海域における航泊の禁止について

N-7埋立工事が行われるため、作業に従事する船舶及び港長が許可した船舶以外の船舶の航泊を下記のとおり禁止する。

記

1 期間

平成21年4月1日から平成23年3月31日まで

2 区域

(1) 次の各地点を順次に結んだ線及び陸岸により囲まれた海域

(基点：西ノ島三角点（北緯34度3分0秒、東経131度44分36秒）)

- イ 基点より 207度150メートルの地点
- ロ イ点より 132度30分170メートルの地点
- ハ ロ点より 227度370メートルの地点
- ニ ハ点より 271度680メートルの地点
- ホ ニ点より 317度370メートルの地点
- へ ホ点より 17度300メートルの地点
- ト へ点より 47度240メートルの地点
- チ ト点より 317度150メートルの地点
- リ チ点より 47度270メートルの地点
- ヌ リ点より 89度30分420メートルの地点

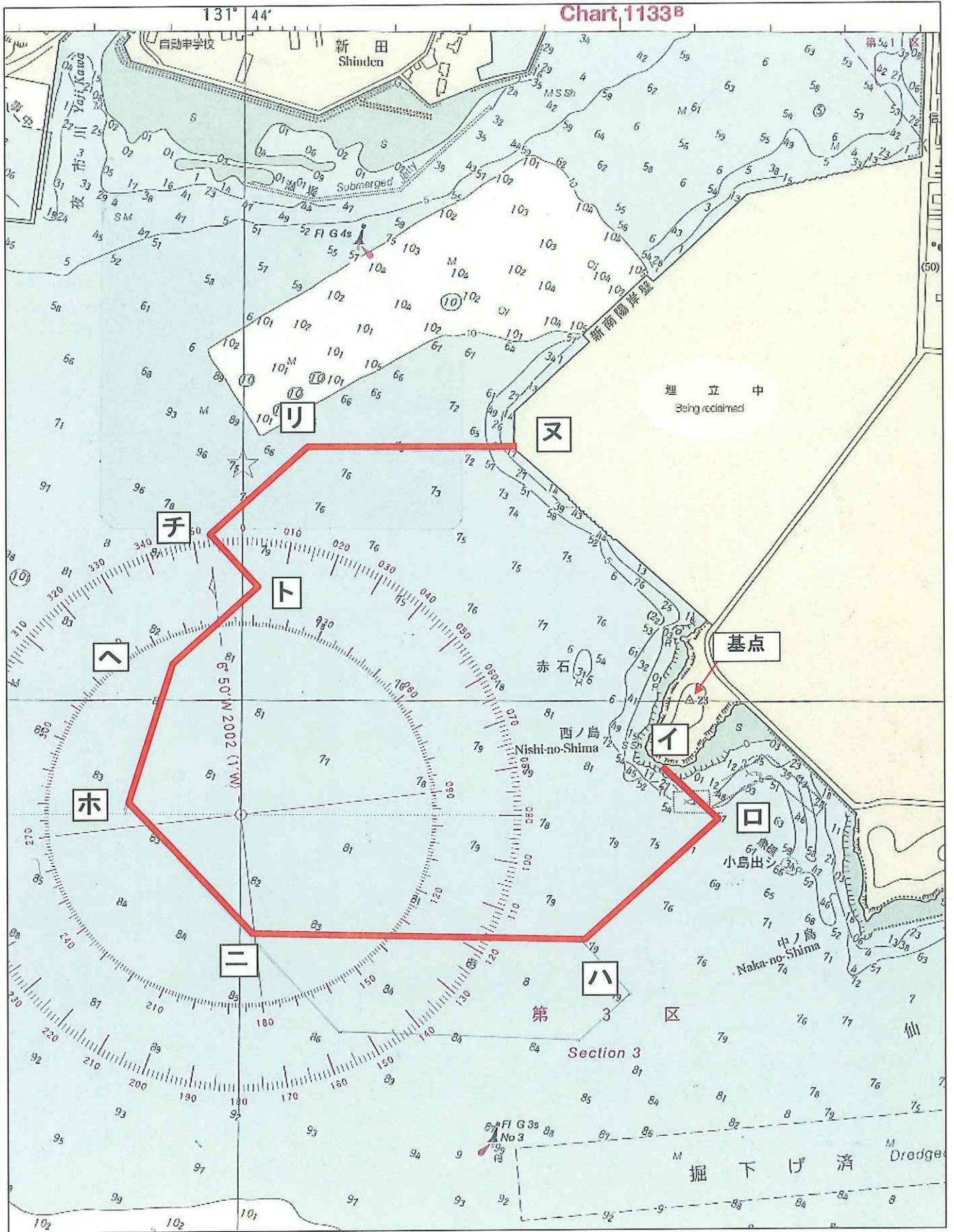
3 標識

上記区域は、灯浮標（黄光・3秒1閃、同期点滅）により明示されている。

4 その他

作業中、警戒船2隻が配備される。

別図



徳山下松港 N - 7埋立護岸工事のお知らせ

平成21年度～平成22年度版

周南市臨海町地先公有水面(徳山下松港北西部)において、下記のとおり護岸工事を実施しますので、工事作業区域付近を航行する船舶は十分注意してください。

なお、工事作業区域内は徳山下松港長公示により一般船舶の航行・停泊が禁止されます。

記

1. 作業期間

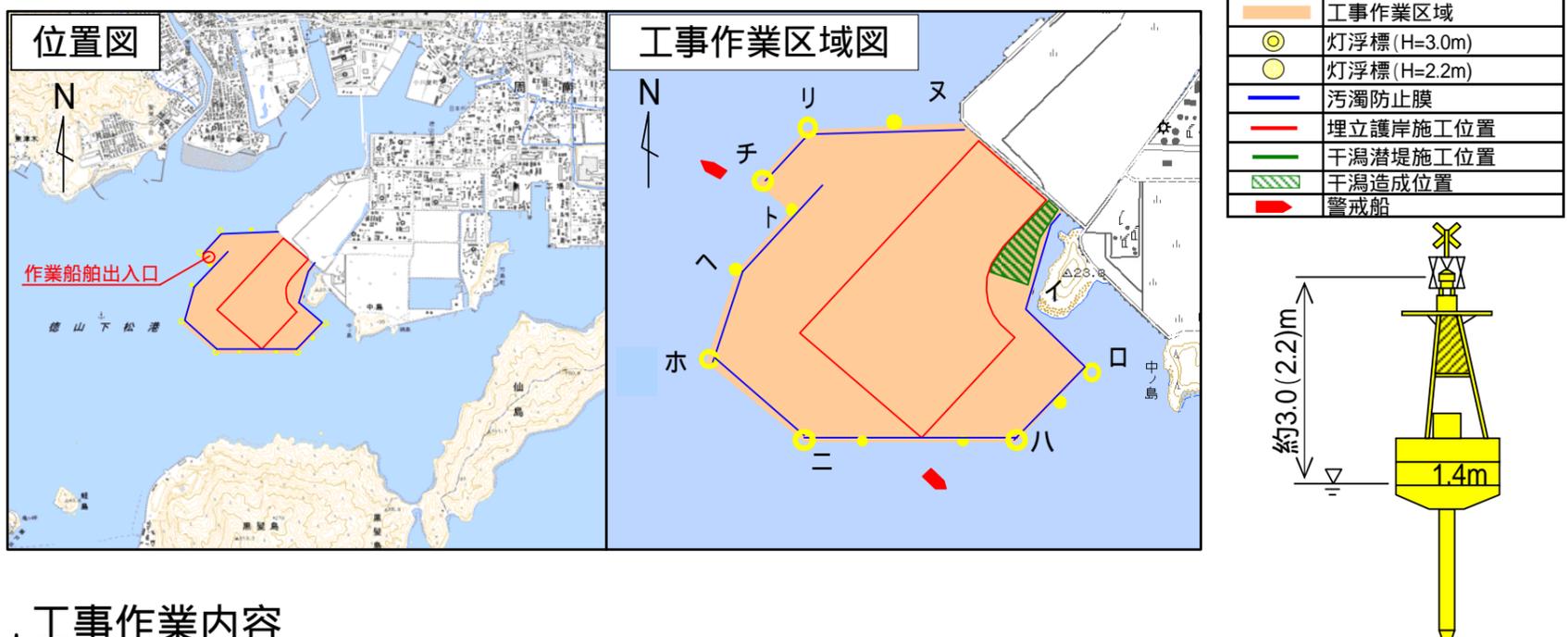
平成21年4月1日～平成23年3月31日

2. 工事作業区域

下記の10点を結んだ線で囲まれる海域。

(基点:西ノ島三角点:北緯34度3分0秒、東経131度44分36秒)

イ点	基点より	207度	150m	ト点	へ点から	47度	240m
ロ点	イ点から	132度30分	170m	チ点	ト点から	317度	150m
ハ点	ロ点から	227度	370m	リ点	チ点から	47度	270m
ニ点	ハ点から	271度	680m	又点	リ点から	89度30分	420m
ホ点	ニ点から	317度	370m				
へ点	ホ点から	17度	300m				



3. 工事作業内容

- (1) クレーン付台船で鋼管矢板を打設します。
- (2) クレーン付台船で腹起材およびタイロッドを取り付けます。
- (3) クレーン付台船で遮水材を充填します。
- (4) ガット船で中詰材の投入を行います。
- (5) クレーン付台船およびコンクリートミキサー船で上部コンクリートを打設します。
- (6) 起重機船でハイブリットL型ブロックを据え付けます。
- (7) CDM船で地盤改良を行ないます。

4. 安全対策

- (1) 工事作業区域には、灯浮標(黄色、3秒1閃光、32cd)を12基設置します。
(上図参照)
- (2) 工事作業区域付近に、昼間、警戒船(標識  を掲げる)

を2隻配備し、警戒、周知に努めます。

5. 事業主 山口県周南港湾管理事務所 TEL 0834 - 21 - 1787

6. 問合せ先 徳山下松港N-7埋立工事安全対策協議会 TEL 0834 - 62 - 4866
徳山下松港N-7埋立工事 海上工事安全管理室 TEL 0834 - 63 - 9055

7. 航泊禁止に関する問合せ先 徳山海上保安部(交通課) TEL 0834 - 31 - 0112